

令和8年2月24日開会

令和8年第1回下妻市議会定例会議案

下 妻 市

令和8年第1回下妻市議会定例会議案目次

	頁
報告第2号	専決処分の報告について「損害賠償について」…………… 4
報告第3号	専決処分の承認を求めることについて「令和7年度下妻市一般会計補正予算（第8号）について」…………… 6
報告第4号	専決処分の承認を求めることについて「令和7年度下妻市一般会計補正予算（第9号）について」…………… 18
議案第8号	下妻市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について… 30
議案第9号	下妻市職員の退職管理に関する条例の制定について…………… 34
議案第10号	下妻市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について…………… 36
議案第11号	下妻市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について…………… 42
議案第12号	下妻市クローケー場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について…………… 53
議案第13号	下妻市国民健康保険税条例の一部改正について…………… 56
議案第14号	下妻市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部改正について…………… 77
議案第15号	令和7年度下妻市一般会計補正予算（第10号）について…………… 82
議案第16号	令和7年度下妻市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について 109
議案第17号	令和7年度下妻市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について…………… 115
議案第18号	令和7年度下妻市介護保険特別会計補正予算（第3号）について…………… 121
議案第19号	令和7年度下妻市下水道事業会計補正予算（第2号）について…………… 131
議案第20号	令和8年度下妻市一般会計予算について…………… 別冊

議案第21号	令和8年度下妻市国民健康保険特別会計予算について……………	別冊
議案第22号	令和8年度下妻市後期高齢者医療特別会計予算について……………	別冊
議案第23号	令和8年度下妻市介護保険特別会計予算について……………	別冊
議案第24号	令和8年度下妻市介護サービス事業特別会計予算について……………	別冊
議案第25号	令和8年度下妻市水道事業会計予算について……………	別冊
議案第26号	令和8年度下妻市下水道事業会計予算について……………	別冊
議案第27号	令和8年度下妻市一般会計補正予算（第1号）について……………	139
議案第28号	令和8年度下妻市水道事業会計補正予算（第1号）について……………	148
諮問第1号	人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて……………	153

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償について別記のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月24日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

施設管理における事故に関し損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

裁決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月21日

下妻市長 菊池 博

損害賠償について

- | | |
|----------|--|
| 1 件 名 | 施設管理における損害賠償 |
| 2 事故発生日時 | 令和8年1月11日（日） 午後（時刻不明） |
| 3 事故発生場所 | 下妻市下妻乙地内（下妻小学校） |
| 4 事故発生状況 | 下妻小学校敷地内の立木が強風の影響により倒木し、隣接する下妻第二高等学校のネットフェンス及び照明灯電線を破損させた。 |
| 5 示談の内容 | ネットフェンス及び照明灯電線の修理費について、市が100%支払うことで示談する。 |
| 6 賠償支払額 | 187,000円 |

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度下妻市一般会計補正予算（第8号）について別記のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年2月24日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

衆議院の解散による衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に係る予算を措置する令和7年度下妻市一般会計補正予算（第8号）について、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものである。

裁決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和8年1月23日

下妻市長 菊池 博

令和7年度下妻市一般会計補正予算（第8号）について（別記）

令和 7 年度

下妻市補正予算書

一 般 会 計

目 次

一般会計補正予算	10
補正予算に関する説明書	
一般会計事項別明細書	
総括	12
歳入	14
歳出	15
補正予算給与費明細書	16

令和7年度下妻市一般会計補正予算（第8号）

令和7年度下妻市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,613千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,059,975千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月23日

下妻市長 菊池 博

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 県支出金		1,674,376	25,339	1,699,715
	3. 委託金	158,212	25,339	183,551
19. 繰越金		714,064	274	714,338
	1. 繰越金	714,064	274	714,338
歳入合計		22,034,362	25,613	22,059,975

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,888,183	25,613	4,913,796
	4. 選挙費	92,149	25,613	117,762
歳出合計		22,034,362	25,613	22,059,975

下 妻 市 一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書（第8号）

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 市 税	6,197,740		6,197,740	28.1
2. 地 方 譲 与 税	254,410		254,410	1.2
3. 利 子 割 交 付 金	4,707		4,707	0.0
4. 配 当 割 交 付 金	32,834		32,834	0.1
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	52,881		52,881	0.2
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	144,200		144,200	0.7
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,134,033		1,134,033	5.1
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	36,000		36,000	0.2
9. 地 方 特 例 交 付 金	35,000		35,000	0.2
10. 地 方 交 付 税	2,800,000		2,800,000	12.7
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,789		2,789	0.0
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	49,816		49,816	0.2
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	110,785		110,785	0.5
14. 国 庫 支 出 金	3,639,169		3,639,169	16.5
15. 県 支 出 金	1,674,376	25,339	1,699,715	7.7
16. 財 産 収 入	17,979		17,979	0.1
17. 寄 附 金	2,007,066		2,007,066	9.1
18. 繰 入 金	1,983,877		1,983,877	9.0
19. 繰 越 金	714,064	274	714,338	3.2
20. 諸 収 入	419,636		419,636	1.9
21. 市 債	723,000		723,000	3.3
歳 入 合 計	22,034,362	25,613	22,059,975	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 議会費	195,122		195,122	0.9
2. 総務費	4,888,183	25,613	4,913,796	22.3
3. 民生費	7,760,070		7,760,070	35.2
4. 衛生費	1,249,934		1,249,934	5.7
5. 労働費	42,730		42,730	0.2
6. 農業費	976,011		976,011	4.4
7. 商工費	363,822		363,822	1.6
8. 土木費	1,621,541		1,621,541	7.4
9. 消防費	881,500		881,500	4.0
10. 教育費	2,231,843		2,231,843	10.1
11. 災害復旧費	5		5	0.0
12. 公債費	1,793,601		1,793,601	8.1
13. 予備費	30,000		30,000	0.1
歳出合計	22,034,362	25,613	22,059,975	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
25,339			274
25,339			274

2. 歳入

(款) 15. 県支出金

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費委託金	147,547	25,339	172,886
計	158,212	25,339	183,551

(款) 19. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	714,064	274	714,338
--------	---------	-----	---------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
4. 選挙費委託金	25,339	衆議院議員総選挙費委託金

1. 前年度繰越金	274	前年度繰越金増
-----------	-----	---------

3. 歳出
(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3. 諸選挙費	81,007	25,613	106,620	25,339		
計	92,149	25,613	117,762	25,339		

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源	274		
	1. 報酬	2,313	04 衆議院議員総選挙費 25,613
			1 報酬 2,313
			委員長 37
			委員 3人分 93
	3. 職員手当等	12,078	投票管理者 30人分 435
			投票立会人 60人分 744
	10. 需用費	2,429	開票管理者 13
			開票立会人 10人分 101
	11. 役務費	5,912	期日前投票管理者 25人分 320
			期日前投票立会人 50人分 545
	12. 委託料	1,913	会計年度任用職員報酬 25
	13. 使用料及び賃借料	352	3 職員手当等 12,078
			時間外勤務手当 11,668
			管理職員特別勤務手当 410
	17. 備品購入費	616	10 需用費 2,429
			消耗品費 1,753
			燃料費 59
			食糧費 167
			印刷製本費 100
			光熱水費 350
			11 役務費 5,912
			郵便料 2,255
			手数料 3,657
			12 委託料 1,913
			期日前投票受付業務委託料 1,426
			投票所入場券作成委託料 487
			13 使用料及び賃借料 352
			投票所その他使用料 315
			自動車等借上料 37
			17 備品購入費 616
			諸備品購入費
	274		

(1)補正予算給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与			
		報 酬	給 料	期 末 手 当 3.50ヶ月分 地 域 手 当	
補正後	長 等	3		25,560	8,552
	議 員	18	80,883		27,129
	その他の特別職	1,842	82,870		
	計	1,863	163,753	25,560	35,681
補正前	長 等	3		25,560	8,552
	議 員	18	80,883		27,129
	その他の特別職	1,662	80,582		
	計	1,683	161,465	25,560	35,681
比 較	長 等	0		0	0
	議 員	0	0		0
	その他の特別職	180	2,288		
	計	180	2,288	0	0

(単位 千円)

費			共 済 費	合 計	備 考 (退職手当負担金)
寒冷地手当	その他の手当	計			
	48	34,160	6,500	40,660	3,451
		108,012	21,733	129,745	
		82,870		82,870	
	48	225,042	28,233	253,275	3,451
	48	34,160	6,500	40,660	3,451
		108,012	21,733	129,745	
		80,582		80,582	
	48	222,754	28,233	250,987	3,451
	0	0	0	0	0
		0	0	0	
		2,288		2,288	
	0	2,288	0	2,288	0

2. 一般職

(1) 総 括

区分	職員数(人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	(249) 293	519,128	1,205,874	922,036
補 正 前	(249) 293	519,103	1,205,874	909,958
比 較	(0) 0	25	0	12,078

(単位 千円)

費	共 済 費	合 計	備 考 (退職手当負担金)
計			
2,647,038	514,050	3,161,088	178,856
2,634,935	514,050	3,148,985	178,856
12,103	0	12,103	0

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区分	管理職手当	管理職員 特別勤務手当	扶養手当	地域手当	時間外勤務手当
	補正後	14,859	898	34,146	25,062	108,388
	補正前	14,859	488	34,146	25,062	96,720
	比較	0	410	0	0	11,668

(単位 千円)

期末手当	勤勉手当	通勤手当	特殊勤務手当	住居手当	日直手当
382,492	321,518	20,113	48	13,036	1,476
382,492	321,518	20,113	48	13,036	1,476
0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計			
補 正 後	(5) 293		1,205,874	743,572	1,949,446	393,228	2,342,674	178,856
補 正 前	(5) 293		1,205,874	731,494	1,937,368	393,228	2,330,596	178,856
比 較	(0) 0		0	12,078	12,078	0	12,078	0

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管理職手当	管理職員 特別勤務手当	扶養手当	地域手当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当	通勤手当	特殊勤務手当	住居手当	日直手当
	補 正 後	14,859	898	34,146	25,062	108,388	285,835	239,711	20,113	48	13,036	1,476
	補 正 前	14,859	488	34,146	25,062	96,720	285,835	239,711	20,113	48	13,036	1,476
	比 較	0	410	0	0	11,668	0	0	0	0	0	0

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計			
補 正 後	(244)	519,128		178,464	697,592	120,822	818,414	
補 正 前	(244)	519,103		178,464	697,567	120,822	818,389	
比 較	(0)	25		0	25	0	25	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管理職手当	管理職員 特別勤務手当	扶養手当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当	通勤手当	特殊勤務手当	住居手当	日直手当
	補 正 後					96,657	81,807				
	補 正 前					96,657	81,807				
	比 較					0	0				

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	給料の改定率 %	
		昇給に伴う増加分	平均昇給率 %	
		その他の増減分		
職 員 手 当	12,078	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	12,078	

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度下妻市一般会計補正予算（第9号）について別記のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年2月24日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

市議会議員補欠選挙の執行に係る予算を措置する令和7年度下妻市一般会計補正予算（第9号）について、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものである。

裁決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和8年2月9日

下妻市長 菊池 博

令和7年度下妻市一般会計補正予算（第9号）について（別記）

令和 7 年度

下妻市補正予算書

一 般 会 計

目 次

一般会計補正予算	22
補正予算に関する説明書	
一般会計事項別明細書	
総括	24
歳入	26
歳出	27
補正予算給与費明細書	28

令和7年度下妻市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度下妻市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,301千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,068,276千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月9日

下妻市長 菊池 博

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰越金		714,338	8,301	722,639
	1. 繰越金	714,338	8,301	722,639
歳入合計		22,059,975	8,301	22,068,276

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,913,796	8,301	4,922,097
	4. 選挙費	117,762	8,301	126,063
歳出合計		22,059,975	8,301	22,068,276

下 妻 市 一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書（第9号）

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 市 税	6,197,740		6,197,740	28.1
2. 地 方 譲 与 税	254,410		254,410	1.1
3. 利 子 割 交 付 金	4,707		4,707	0.0
4. 配 当 割 交 付 金	32,834		32,834	0.1
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	52,881		52,881	0.2
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	144,200		144,200	0.7
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,134,033		1,134,033	5.1
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	36,000		36,000	0.2
9. 地 方 特 例 交 付 金	35,000		35,000	0.2
10. 地 方 交 付 税	2,800,000		2,800,000	12.7
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,789		2,789	0.0
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	49,816		49,816	0.2
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	110,785		110,785	0.5
14. 国 庫 支 出 金	3,639,169		3,639,169	16.5
15. 県 支 出 金	1,699,715		1,699,715	7.7
16. 財 産 収 入	17,979		17,979	0.1
17. 寄 附 金	2,007,066		2,007,066	9.1
18. 繰 入 金	1,983,877		1,983,877	9.0
19. 繰 越 金	714,338	8,301	722,639	3.3
20. 諸 収 入	419,636		419,636	1.9
21. 市 債	723,000		723,000	3.3
歳 入 合 計	22,059,975	8,301	22,068,276	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 議会費	195,122		195,122	0.9
2. 総務費	4,913,796	8,301	4,922,097	22.3
3. 民生費	7,760,070		7,760,070	35.2
4. 衛生費	1,249,934		1,249,934	5.7
5. 労働費	42,730		42,730	0.2
6. 農業費	976,011		976,011	4.4
7. 商工費	363,822		363,822	1.7
8. 土木費	1,621,541		1,621,541	7.3
9. 消防費	881,500		881,500	4.0
10. 教育費	2,231,843		2,231,843	10.1
11. 災害復旧費	5		5	0.0
12. 公債費	1,793,601		1,793,601	8.1
13. 予備費	30,000		30,000	0.1
歳出合計	22,059,975	8,301	22,068,276	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
			8,301
			8,301

2. 歳入
 (款) 19. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	714,338	8,301	722,639

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 前年度繰越金	8,301	前年度繰越金増

3. 歳出
(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3. 諸選挙費	106,620	8,301	114,921			
計	117,762	8,301	126,063			

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源				
8,301	1. 報酬	51	05 市議会議員補欠選挙費	8,301
			1 報酬	51
	3. 職員手当等	640	選挙立会人 5人分	
			3 職員手当等	640
	10. 需用費	2,483	時間外勤務手当	600
			管理職特別勤務手当	40
	11. 役務費	1,957	10 需用費	2,483
			消耗品費	1,657
	12. 委託料	693	食糧費	6
			印刷製本費	820
	13. 使用料及び賃借料	193	11 役務費	1,957
			手数料	
	18. 負担金補助及び交付金	2,284	12 委託料	693
			期日前投票受付業務委託料	357
			投票所入場券作成委託料	336
			13 使用料及び賃借料	193
			投票所その他使用料	
			18 負担金補助及び交付金	2,284
			選挙運動公営費	
8,301				

(1)補正予算給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与			
		報 酬	給 料	期 末 手 当 3.50ヶ月分 地 域 手 当	
補正後	長 等	3		25,560	8,552
	議 員	18	80,883		27,129
	その他の特別職	1,847	82,921		
	計	1,868	163,804	25,560	35,681
補正前	長 等	3		25,560	8,552
	議 員	18	80,883		27,129
	その他の特別職	1,842	82,870		
	計	1,863	163,753	25,560	35,681
比 較	長 等	0		0	0
	議 員	0	0		0
	その他の特別職	5	51		
	計	5	51	0	0

(単位 千円)

費			共 済 費	合 計	備 考 (退職手当負担金)
寒冷地手当	その他の手当	計			
	48	34,160	6,500	40,660	3,451
		108,012	21,733	129,745	
		82,921		82,921	
	48	225,093	28,233	253,326	3,451
	48	34,160	6,500	40,660	3,451
		108,012	21,733	129,745	
		82,870		82,870	
	48	225,042	28,233	253,275	3,451
	0	0	0	0	0
		0	0	0	
		51		51	
	0	51	0	51	0

2. 一般職

(1) 総 括

区分	職員数(人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	(249) 293	519,128	1,205,874	922,676
補 正 前	(249) 293	519,128	1,205,874	922,036
比 較	(0) 0	0	0	640

(単位 千円)

費	共 済 費	合 計	備 考 (退職手当負担金)
計			
2,647,678	514,050	3,161,728	178,856
2,647,038	514,050	3,161,088	178,856
640	0	640	0

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区分	管理職手当	管理職員 特別勤務手当	扶養手当	地域手当	時間外勤務手当
	補正後	14,859	938	34,146	25,062	108,988
	補正前	14,859	898	34,146	25,062	108,388
	比較	0	40	0	0	600

(単位 千円)

期末手当	勤勉手当	通勤手当	特殊勤務手当	住居手当	日直手当
382,492	321,518	20,113	48	13,036	1,476
382,492	321,518	20,113	48	13,036	1,476
0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計			
補 正 後	(5) 293		1,205,874	744,212	1,950,086	393,228	2,343,314	178,856
補 正 前	(5) 293		1,205,874	743,572	1,949,446	393,228	2,342,674	178,856
比 較	(0) 0		0	640	640	0	640	0

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管理職手当	管理職員 特別勤務手当	扶養手当	地域手当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当	通勤手当	特殊勤務手当	住居手当	日直手当
	補 正 後	14,859	938	34,146	25,062	108,988	285,835	239,711	20,113	48	13,036	1,476
	補 正 前	14,859	898	34,146	25,062	108,388	285,835	239,711	20,113	48	13,036	1,476
	比 較	0	40	0	0	600	0	0	0	0	0	0

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計			
補 正 後	(244)	519,128		178,464	697,592	120,822	818,414	
補 正 前	(244)	519,128		178,464	697,592	120,822	818,414	
比 較	(0)	0		0	0	0	0	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管理職手当	管理職員 特別勤務手当	扶養手当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当	通勤手当	特殊勤務手当	住居手当	日直手当
	補 正 後					96,657	81,807				
	補 正 前					96,657	81,807				
	比 較					0	0				

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	給料の改定率 %	
		昇給に伴う増加分	平均昇給率 %	
		その他の増減分		
職 員 手 当	640	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	640	

議案第 8 号

下妻市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について

下妻市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 1 2 年法律第 5 0 号)に基づき、職員の公益的法人等への派遣に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものである。

下妻市条例第 号

下妻市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項並びに第9条の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 任命権者は、法第2条第1項各号に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして規則で定めるものとの間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
- (2) 非常勤職員
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）
- (4) 下妻市職員の定年等に関する条例（昭和59年下妻市条例第9号。以下「定年条例」という。）第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員
- (5) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員
- (6) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員
- (7) 労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員をいう。）

3 法第2条第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第1項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派

遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項

(2) 当該職員の派遣先団体における業務の従事の状況の連絡に関する事項

（派遣職員の職務への復帰）

第3条 法第5条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 職員派遣をされた職員（以下「派遣職員」という。）が派遣先団体の役職員の地位を失った場合

(2) 派遣職員の職員派遣が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合

(3) 派遣職員の職員派遣が前条第1項に規定する取決めに反することとなった場合

(4) 派遣職員が地方公務員法第28条第1項第2号又は第3号に該当することとなった場合

(5) 派遣職員が地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合又は水難、火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となった場合

(6) 派遣職員が地方公務員法第29条第1項第1号又は第3号に該当することとなった場合

（派遣職員の給与）

第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、下妻市職員の給与に関する条例（昭和32年下妻市条例第21号。以下「給与条例」という。）に規定する給料及び手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

（職務に復帰した職員に関する下妻市職員の給与に関する条例の特例）

第5条 職員派遣後職務に復帰した職員に関する給与条例第22条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

（派遣職員の復職時等における処遇）

第6条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合に支給する退職手当の算定の基礎と

なる給料月額については、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、前項の規定の例により、その額を調整することができる。

(企業職員である派遣職員の給与の種類)

第7条 企業職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、下妻市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和55年下妻市条例第13号）に規定する給料及び手当を支給することができる。

(報告)

第8条 任命権者は、規則で定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を市長に報告しなければならない。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第9号

下妻市職員の退職管理に関する条例の制定について

下妻市職員の退職管理に関する条例を次のように定める。

令和8年2月24日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものである。

下妻市条例第 号

下妻市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として市規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として市規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として市規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他市規則で定める場合を除き、市規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の本市における任命権者に市規則で定める事項を届け出なければならない。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第10号

下妻市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

下妻市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月24日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

令和7年度税制改正による関連法令の改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

下妻市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年下妻市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中「以下「社会保険各法」」を「以下「医療保険各法」」に改める。

第4条第1項中「国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法」を「医療保険各法」に、「国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法」を「医療保険各法」に改め、「組合員」の次に「、加入者」を加え、「若しくは」を「又は」に改め、同条第3項中「国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法」を「医療保険各法」に改める。

第5条第1項第1号中「7月1日（前々年の所得にあつては、前年の7月1日）現在における国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）第66条第3項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。）第46条第4項に」を「規則で」に改め、同項第2号中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項に定める額に53万3,000円を加えた」を「規則で定める」に、「同条第2項に」を「規則で」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項各号に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外とし、所得の額の計算方法は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前になされた診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

下妻市医療福祉費支給に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、下妻市の区域内に住所を有する者で、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律又は規則で定める社会保険各法(以下「<u>社会保険各法</u>」という。)の規定により、医療に関する給付を受けることができる者(下妻市の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2の規定により下妻市が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条若しくは第55条の2の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であって、かつ、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第9条の規定により下妻市がその保険料を徴収する被保険者を含む。)のうち、前条各号のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。</p> <p>(医療福祉費の支給)</p> <p>第4条 市は、対象者の疾病又は負傷(対象者が妊産婦である場合にあっては、妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷に限る。以下同じ。)について<u>国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法</u>の規定による医療に関する給付(入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、下妻市の区域内に住所を有する者で、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律又は規則で定める社会保険各法(以下「<u>医療保険各法</u>」という。)の規定により、医療に関する給付を受けることができる者(下妻市の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2の規定により下妻市が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条若しくは第55条の2の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であって、かつ、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第9条の規定により下妻市がその保険料を徴収する被保険者を含む。)のうち、前条各号のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。</p> <p>(医療福祉費の支給)</p> <p>第4条 市は、対象者の疾病又は負傷(対象者が妊産婦である場合にあっては、妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷に限る。以下同じ。)について<u>医療保険各法</u>の規定による医療に関する給付(入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以</p>

現 行	改 正
<p>下同じ。)が行われた場合において、その給付の額(これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額(国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。)を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の高額療養費は、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法又はこれらの法律に基づく政令及び省令の定めるところにより算出された額とする。</p> <p>4～7 略</p> <p>(医療福祉費の支給制限)</p> <p>第5条 第4条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子にあっては、対象者としての申請をした日(以下「届出日」という。)又は7月1日現在に</p>	<p>下同じ。)が行われた場合において、その給付の額(これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額(医療保険各法による被保険者、組合員、加入者又はその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。)を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の高額療養費は、医療保険各法による被保険者、組合員又はその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。又はこれらの法律に基づく政令及び省令の定めるところにより算出された額とする。</p> <p>4～7 略</p> <p>(医療福祉費の支給制限)</p> <p>第5条 第4条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子にあっては、対象者としての申請をした日(以下「届出日」という。)又は7月1日現在に</p>

現 行	改 正
<p>において、そのいずれかの者の前年の所得(届出日の属する月が1月から6月までの者にあつては、前々年の所得とする。以下同じ。)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、<u>7月1日(前々年の所得にあつては、前年の7月1日)現在における国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)第66条第3項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。)第46条第4項に定める額以上であるとき、又はその者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主として当該母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。</u></p> <p>(2) 重度心身障害者等にあつては、届出日又は7月1日現在において、その者の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて、<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項に定める額に53万3,000円を加えた額以上であるとき、又はその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)若しくはその扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて、<u>同条第2項に</u>定める額以上であるとき。</u></p>	<p>において、そのいずれかの者の前年の所得(届出日の属する月が1月から6月までの者にあつては、前々年の所得とする。以下同じ。)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、<u>規則で</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____定める額以上であるとき、又はその者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主として当該母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。</p> <p>(2) 重度心身障害者等にあつては、届出日又は7月1日現在において、その者の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて、<u>規則で定める</u></p> <hr/> <p>_____額以上であるとき、又はその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)若しくはその扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて、<u>規則で</u>_____定める額以上であるとき。</p>

現 行	改 正
<p>2 <u>前項各号に規定する所得の額は、地方税法(昭和25年法律第226号)第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額)の合計額とする。ただし、前項第1号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第2号に規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項に定める額及び同条第2項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、同令第5条の規定の例によるものとする。</u></p> <p>3 略</p>	<p>2 <u>前項各号に規定する所得は、地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外とし、所得の額の計算方法は、規則で定める。</u></p> <p>3 略</p>

議案第11号

下妻市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

下妻市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和8年2月24日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものである。

下妻市条例第 号

下妻市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条・第28条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）において使用する用語の例による。

（最低基準の目的等）

第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業所の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する

乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の

研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねること

ができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条

第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物にあつては次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物にあつては次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）

		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が、建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳

未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一の一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下回ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下この項において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第61号）（保育所に係るものに限る。）

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 茨城県幼稚園型認定こども園、保育

所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年茨城県条例第64号）

(3) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茨城県条例第42号）

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 下妻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年下妻市条例第20号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と読み替えるものとする。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第12号

下妻市クロッケー場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

下妻市クロッケー場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月24日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

鎌庭地区ゲートボール場を令和8年3月31日をもって廃止するため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市クロッケー場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

下妻市クロッケー場等の設置及び管理に関する条例（昭和63年下妻市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表下妻市鎌庭地区ゲートボール場の項を削る。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

下妻市クロッケー場等の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現 行	改 正																						
<p>(設置)</p> <p>第2条 クロッケー等の振興を図り、高齢者の生きがいと健康の増進に寄与することを目的として、クロッケー場等を設置する。</p> <p>2 クロッケー場等の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下妻市砂沼クロッケー場</td> <td>下妻市下木戸493番地6</td> </tr> <tr> <td>下妻市高道祖地区クロッケー場</td> <td>下妻市高道祖988番地</td> </tr> <tr> <td>下妻市上妻地区クロッケー場</td> <td>下妻市柴174番地</td> </tr> <tr> <td><u>下妻市鎌庭地区ゲートボール場</u></td> <td><u>下妻市鎌庭977番地1</u></td> </tr> <tr> <td>下妻市宗道地区ゲートボール場</td> <td>下妻市宗道139番地6</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	下妻市砂沼クロッケー場	下妻市下木戸493番地6	下妻市高道祖地区クロッケー場	下妻市高道祖988番地	下妻市上妻地区クロッケー場	下妻市柴174番地	<u>下妻市鎌庭地区ゲートボール場</u>	<u>下妻市鎌庭977番地1</u>	下妻市宗道地区ゲートボール場	下妻市宗道139番地6	<p>(設置)</p> <p>第2条 クロッケー等の振興を図り、高齢者の生きがいと健康の増進に寄与することを目的として、クロッケー場等を設置する。</p> <p>2 クロッケー場等の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下妻市砂沼クロッケー場</td> <td>下妻市下木戸493番地6</td> </tr> <tr> <td>下妻市高道祖地区クロッケー場</td> <td>下妻市高道祖988番地</td> </tr> <tr> <td>下妻市上妻地区クロッケー場</td> <td>下妻市柴174番地</td> </tr> <tr> <td>下妻市宗道地区ゲートボール場</td> <td>下妻市宗道139番地6</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	下妻市砂沼クロッケー場	下妻市下木戸493番地6	下妻市高道祖地区クロッケー場	下妻市高道祖988番地	下妻市上妻地区クロッケー場	下妻市柴174番地	下妻市宗道地区ゲートボール場	下妻市宗道139番地6
名称	位置																						
下妻市砂沼クロッケー場	下妻市下木戸493番地6																						
下妻市高道祖地区クロッケー場	下妻市高道祖988番地																						
下妻市上妻地区クロッケー場	下妻市柴174番地																						
<u>下妻市鎌庭地区ゲートボール場</u>	<u>下妻市鎌庭977番地1</u>																						
下妻市宗道地区ゲートボール場	下妻市宗道139番地6																						
名称	位置																						
下妻市砂沼クロッケー場	下妻市下木戸493番地6																						
下妻市高道祖地区クロッケー場	下妻市高道祖988番地																						
下妻市上妻地区クロッケー場	下妻市柴174番地																						
下妻市宗道地区ゲートボール場	下妻市宗道139番地6																						

議案第13号

下妻市国民健康保険税条例の一部改正について

下妻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月24日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による地方税法の一部改正により国民健康保険税の課税区分に新たに「子ども・子育て支援納付金課税額」が設けられることに伴い、当該課税区分に係る税率等を定めるとともに、所要の規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

下妻市国民健康保険税条例（昭和41年下妻市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第9条の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.25を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,500円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均

等割額)

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について200円とする。

第23条第1項各号列記以外の部分中「及び」を「、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,050円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 140円

第23条第1項第2号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 750円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 100円

第23条第1項第3号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 300円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 40円

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 225円
- イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 375円
- ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 600円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 750円

第23条第3項各号列記以外の部分中「所得割額及び」を「所得割額、」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額
当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額
に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額
(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

付則第3項、第4項及び第6項から第9項までの規定中「第8条」の次に「、第9条の2」を加える。

付則第10項及び第11項中「、第8条」の次に「、第9条の2」を加える。

付則第12項及び第13項中「第8条」の次に「、第9条の2」を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の下妻市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

現 行	改 正
<p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する_____被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)</u>第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所</p>	<p><u>納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する<u>国民健康保険の被保険者</u>につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)</u>第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。))につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>法</u>_____第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所</p>

現 行	改 正
<p>得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.7を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額</p>	<p>得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.7を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</u></p> <p><u>第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.25を乗じて算定する。</u></p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</u></p> <p><u>第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,500円とする。</u></p> <p><u>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</u></p> <p><u>第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について200円とする。</u></p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、<u>_____</u>同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額</p>

現 行	改 正
<p>して得た額が17万円を超える場合には、17万円)_____</p> <p>_____</p> <p>_____の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円</p>	<p>して得た額が17万円を超える場合には、17万円)<u>並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)</u>の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円</p>

現 行	改 正
<p>に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア～ウ 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～ウ 略</p>	<p>に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア～ウ 略</p> <p><u>エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</u>1人について <u>1,050円</u></p> <p><u>オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</u>1人について <u>140円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～ウ 略</p> <p><u>エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</u>1人について <u>750円</u></p> <p><u>オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2</u></p>

現 行	改 正
<p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当</p>	<p><u>項に規定する世帯主を除く。)</u>1人について <u>100円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</u>1人について <u>300円</u></p> <p><u>オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</u>1人について <u>40円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当</p>

現 行	改 正
<p>該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する<u>所得割額及び被保険者均等割額</u> (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該<u>所得割額及び被保険者均等割額</u> から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、第2条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、当該額)とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p><u>ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 225円</u></p> <p><u>イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 375円</u></p> <p><u>ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 600円</u></p> <p><u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 750円</u></p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する<u>所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u>(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額<u>及び18歳以上被保険者均等割額</u>)は、当該<u>所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u>から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、第2条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、当該額)とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定</u></p>

現 行	改 正
	<p>により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(8) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(9) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>4 <u>国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)</u>は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額</p>

現 行	改 正
<p data-bbox="297 341 389 368">付 則</p> <p data-bbox="241 392 1093 469">(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p data-bbox="215 496 1093 1038">3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p data-bbox="241 1062 904 1090">(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p data-bbox="215 1117 1093 1377">4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法</p>	<p data-bbox="1176 288 1518 316"><u>を減額して得た額とする。</u></p> <p data-bbox="1229 341 1321 368">付 則</p> <p data-bbox="1173 392 2024 469">(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p data-bbox="1146 496 2024 1038">3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p data-bbox="1173 1062 1836 1090">(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p data-bbox="1146 1117 2024 1377">4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法</p>

現 行	改 正
<p>律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>

現 行	改 正
<p>と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条</p>	<p>と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条</p>

現 行	改 正
<p>の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義によ</p>	<p>の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義によ</p>

現 行	改 正
<p>る所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及</p>	<p>る所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及</p>

現 行	改 正
<p>び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税</p>	<p>び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税</p>

現 行	改 正
<p>法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3</p>	<p>法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3</p>

現 行	改 正
<p>条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>

議案第14号

下妻市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部改正について

下妻市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月24日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

茨城県信用保証協会における振興金融及び自治金融の保証期間の最長限度の延長に対応し、融資保証期間を延長することで中小企業者の資金繰りの安定に資するため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

下妻市中小企業事業資金融資あっせん条例（昭和50年下妻市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7年以内」を「10年以内」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の下妻市中小企業事業資金融資あっせん条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる融資保証の申込みについて適用し、同日前に行われた融資保証の申込みについては、なお従前の例による。

下妻市中小企業事業資金融資あっせん条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(融資保証の期間)</p> <p>第8条 この条例によってあっせんする融資保証の期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 振興金融 設備資金 <u>7年以内</u> 運転資金 <u>7年以内</u></p> <p>(2) 自治金融 設備資金 <u>7年以内</u> 運転資金 <u>7年以内</u></p>	<p>(融資保証の期間)</p> <p>第8条 この条例によってあっせんする融資保証の期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 振興金融 設備資金 <u>10年以内</u> 運転資金 <u>10年以内</u></p> <p>(2) 自治金融 設備資金 <u>10年以内</u> 運転資金 <u>10年以内</u></p>

令和 7 年度

下妻市補正予算書

一 般 会 計
特 別 会 計
国 民 健 康 保 険
後 期 高 齡 者 医 療
介 護 保 険
下 水 道 事 業

目 次

一般会計補正予算	82
補正予算に関する説明書	
一般会計事項別明細書	
総括	86
歳入	88
歳出	93
補正予算給与費明細書	106
補正予算地方債調書	108
国民健康保険特別会計補正予算	109
後期高齢者医療特別会計補正予算	115
介護保険特別会計補正予算	121
下水道事業会計補正予算	131

議案第15号

令和7年度下妻市一般会計補正予算（第10号）

令和7年度下妻市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ550,142千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,618,418千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年2月24日 提出

下妻市長 菊池 博

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		6,197,740	193,685	6,391,425
	2. 固定資産税	2,849,288	193,685	3,042,973
9. 地方特例交付金		35,000	△875	34,125
	1. 地方特例交付金	35,000	△1,460	33,540
	2. 新型コロナウイルス感染症 対策地方税減収補てん特別交付金	0	585	585
10. 地方交付税		2,800,000	272,455	3,072,455
	1. 地方交付税	2,800,000	272,455	3,072,455
12. 分担金及び負担金		49,816	△600	49,216
	1. 負担金	49,816	△600	49,216
14. 国庫支出金		3,639,169	△176,792	3,462,377
	1. 国庫負担金	2,641,087	△31,995	2,609,092
	2. 国庫補助金	984,594	△144,797	839,797
15. 県支出金		1,699,715	△3,195	1,696,520
	1. 県負担金	957,151	△13,175	943,976
	2. 県補助金	559,013	11,246	570,259
	3. 委託金	183,551	△1,266	182,285
16. 財産収入		17,979	31,419	49,398
	1. 財産運用収入	17,919	1,537	19,456
	2. 財産売却収入	60	29,882	29,942
17. 寄附金		2,007,066	546,200	2,553,266
	1. 寄附金	2,007,066	546,200	2,553,266
18. 繰入金		1,983,877	△605,250	1,378,627
	1. 特別会計繰入金	10,743	4,260	15,003
	2. 基金繰入金	1,973,134	△609,510	1,363,624
19. 繰越金		722,639	102,211	824,850
	1. 繰越金	722,639	102,211	824,850
20. 諸収入		419,636	73,384	493,020
	5. 雑収入	397,163	73,384	470,547
21. 市債		723,000	117,500	840,500
	1. 市債	723,000	117,500	840,500
歳入合計		22,068,276	550,142	22,618,418

歳出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,922,097	504,768	5,426,865
	1. 総務管理費	3,801,996	691,179	4,493,175
	2. 徴税費	700,691	△179,955	520,736
	3. 戸籍住民基本台帳費	228,808	421	229,229
	4. 選挙費	126,063	△1,877	124,186
	6. 監査委員費	26,705	△5,000	21,705
3. 民生費		7,760,070	△54,053	7,706,017
	1. 社会福祉費	4,031,455	△11,620	4,019,835
	2. 児童福祉費	2,915,509	△23,433	2,892,076
	3. 生活保護費	805,666	△19,000	786,666
4. 衛生費		1,249,934	△5,300	1,244,634
	1. 保健衛生費	343,368	△2,300	341,068
	3. 清掃費	744,230	△3,000	741,230
5. 労働費		42,730	△1,000	41,730
	1. 労働諸費	42,730	△1,000	41,730
6. 農業費		976,011	6,861	982,872
	1. 農業費	976,011	6,861	982,872
7. 商工費		363,822	△30,200	333,622
	1. 商工費	363,822	△30,200	333,622
8. 土木費		1,621,541	111,020	1,732,561
	1. 土木管理費	95,718	△2,500	93,218
	2. 道路橋梁費	553,278	114,220	667,498
	4. 都市計画費	897,557	△700	896,857
9. 消防費		881,500	△1,717	879,783
	1. 消防費	881,500	△1,717	879,783
10. 教育費		2,231,843	20,200	2,252,043
	1. 教育総務費	371,024	△5,800	365,224
	2. 小学校費	438,502	39,500	478,002
	3. 中学校費	171,784	△7,000	164,784
	4. 幼稚園費	130,803	△5,000	125,803
	5. 社会教育費	531,781	△1,500	530,281
12. 公債費		1,793,601	△437	1,793,164
	1. 公債費	1,793,601	△437	1,793,164
歳出合計		22,068,276	550,142	22,618,418

第 2 表 繰越明許費

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2.総務費	1.総務管理費	公用車購入	6,100
	3.戸籍住民基本台帳費	コンビニ証明発行システム改修委託	1,078
		戸籍附票システム改修委託	1,848
3.民生費	2.児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	302
		低所得の子育て世帯生活応援特別給付金支給事業	752
6.農業費	1.農業費	担い手確保・経営強化支援事業	17,946
8.土木費	2.道路橋梁費	道路改修工事(市道8136号線)	8,000
		道路整備事業(南部環状線)	119,500
		雨水調整池整備事業	96,700
	4.都市計画費	江連都市下水路事業費負担金	4,797
9.消防費	1.消防費	消防団詰所新築工事	19,430
		消防ポンプ自動車購入	22,153
		茨城県防災情報ネットワークシステム更新事業	12,083
10.教育費	2.小学校費	小学校理科室空調設備設置事業 (騰波ノ江小学校・総上小学校・豊加美小学校・高道祖小学校・大形小学校)	44,000

第 3 表 地 方 債 補 正

(追加)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
小学校理科室空調設備設置事業	38,200	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金及び地方公共 団体金融機構資金に ついて利率の見直し を行った後において は、当該見直し後の 利率)	政府その他の金融機 関の資金について は、その融資条件に よる。ただし、財政の 都合により据置期間 及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還 又は低利に借り換え ることができる。

(変更)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
民間児童福祉施設 整備事業	千円 59,200	普通貸借 又は 証券発行	%	政府その 他の金融 機関の資 金につい ては、その融 資条件によ る。ただし、 財政の都 合により据 置期間及 び償還期 限を短縮 し、もしくは 繰上償還 又は低利 に借り換え ることがで きる。	千円 49,600	補正前に 同 じ	%	補正前に 同 じ
農業農村整備事業	11,000				38,100			
道路整備事業 (南部環状線)	51,000				114,600			
茨城県防災情報ネッ トワークシステム更新 事業	13,800				12,000			

下 妻 市 一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書（第10号）

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 市 税	6,197,740	193,685	6,391,425	28.3
2. 地 方 譲 与 税	254,410		254,410	1.1
3. 利 子 割 交 付 金	4,707		4,707	0.0
4. 配 当 割 交 付 金	32,834		32,834	0.1
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	52,881		52,881	0.2
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	144,200		144,200	0.6
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,134,033		1,134,033	5.0
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	36,000		36,000	0.2
9. 地 方 特 例 交 付 金	35,000	△875	34,125	0.2
10. 地 方 交 付 税	2,800,000	272,455	3,072,455	13.6
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,789		2,789	0.0
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	49,816	△600	49,216	0.2
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	110,785		110,785	0.5
14. 国 庫 支 出 金	3,639,169	△176,792	3,462,377	15.3
15. 県 支 出 金	1,699,715	△3,195	1,696,520	7.5
16. 財 産 収 入	17,979	31,419	49,398	0.2
17. 寄 附 金	2,007,066	546,200	2,553,266	11.3
18. 繰 入 金	1,983,877	△605,250	1,378,627	6.1
19. 繰 越 金	722,639	102,211	824,850	3.7
20. 諸 収 入	419,636	73,384	493,020	2.2
21. 市 債	723,000	117,500	840,500	3.7
歳 入 合 計	22,068,276	550,142	22,618,418	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 議会費	195,122		195,122	0.9
2. 総務費	4,922,097	504,768	5,426,865	24.0
3. 民生費	7,760,070	△54,053	7,706,017	34.1
4. 衛生費	1,249,934	△5,300	1,244,634	5.5
5. 労働費	42,730	△1,000	41,730	0.2
6. 農業費	976,011	6,861	982,872	4.3
7. 商工費	363,822	△30,200	333,622	1.5
8. 土木費	1,621,541	111,020	1,732,561	7.7
9. 消防費	881,500	△1,717	879,783	3.9
10. 教育費	2,231,843	20,200	2,252,043	9.9
11. 災害復旧費	5		5	0.0
12. 公債費	1,793,601	△437	1,793,164	7.9
13. 予備費	30,000		30,000	0.1
歳出合計	22,068,276	550,142	22,618,418	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源		その他	
国県支出金	地方債		
△198,682		331,034	372,416
△51,683	△9,600	△53,183	60,413
		△255	△5,045
			△1,000
15,246	27,100	△18,340	△17,145
500			△30,700
48,277	63,600	550	△1,407
308	△1,800		△225
6,047	38,200		△24,047
			△437
△179,987	117,500	259,806	352,823

2. 歳入

(款) 1. 市税

(項) 2. 固定資産税

目	補正前の額	補正額	計
1. 固定資産税	2,844,932	193,685	3,038,617
計	2,849,288	193,685	3,042,973

(款) 9. 地方特例交付金

(項) 1. 地方特例交付金

1. 地方特例交付金	35,000	△1,460	33,540
------------	--------	--------	--------

(款) 9. 地方特例交付金

(項) 2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金

1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	0	585	585
--------------------------------	---	-----	-----

(款) 10. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

1. 地方交付税	2,800,000	272,455	3,072,455
----------	-----------	---------	-----------

(款) 12. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

1. 民生費負担金	49,808	△600	49,208
計	49,816	△600	49,216

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

1. 民生費国庫負担金	2,639,687	△31,995	2,607,692
-------------	-----------	---------	-----------

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 現年課税分	193,685	土地 家屋 償却資産	35,920 増 18,666 増 139,099 増

1. 地方特例交付金	△1,460	地方特例交付金減	
------------	--------	----------	--

1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	585	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	
--------------------------------	-----	-----------------------------	--

1. 地方交付税	272,455	普通交付税 震災復興特別交付税	271,921 増 534
----------	---------	--------------------	------------------

1. 社会福祉費負担金	△600	老人福祉施設入所者負担金減	
-------------	------	---------------	--

1. 社会福祉費負担金	4,918	保険基盤安定負担金(国保分)増	
2. 児童福祉費負担金	△22,663	児童手当 児童扶養手当 子どものための教育・保育給付費負担金	31,800 減 8,330 減 17,467 増

固定資産税・地方特例・新型コロナウイルス感・地方交付税・負担金・国庫負担金

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
計	2,641,087	△31,995	2,609,092

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	632,513	△195,693	436,820
2. 民生費国庫補助金	302,168	△2,667	299,501
3. 衛生費国庫補助金	13,508	△150	13,358
4. 土木費国庫補助金	28,656	48,277	76,933
5. 教育費国庫補助金	7,749	5,436	13,185
計	984,594	△144,797	839,797

(款) 15. 県支出金

(項) 1. 県負担金

1. 民生費県負担金	956,451	△13,175	943,276
計	957,151	△13,175	943,976

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
3. 生活保護費負担金	△14,250	生活扶助費等負担金	6,750 減
		介護扶助費等負担金	7,500 減

1. 総務管理費補助金	△196,738	デジタル基盤改革支援補助金	16,660 減
		物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠等分）	180,078 減
2. 戸籍住民基本台帳費補助金	1,045	マイナンバーカード交付事務費補助金	1,010 減
		社会保障・税番号制度システム整備費補助金	2,055 増
2. 児童福祉費補助金	△2,667	母子家庭等対策総合支援事業費補助金	1,500 減
		施設等利用給付費交付金	1,500 減
		妊婦のための支援給付費補助金	333 増
2. 保健衛生費補助金	△150	母子保健医療対策総合支援事業補助金（1か月児健診分）減	
1. 道路橋梁費補助金	48,277	社会資本整備総合交付金増	
2. 小学校費補助金	5,436	学校施設環境改善交付金	

1. 社会福祉費負担金	△11,075	保険基盤安定負担金（国保分）	6,572 減
		保険基盤安定負担金（後期高齢者分）	4,503 減
2. 児童福祉費負担金	△2,100	児童手当減	

国庫負担金・国庫補助金・県負担金

(款) 15. 県支出金

(項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費県補助金	31,570	△3,750	27,820
2. 民生費県補助金	246,366	△750	245,616
4. 農業費県補助金	236,258	15,246	251,504
5. 商工費県補助金	149	500	649
計	559,013	11,246	570,259

(款) 15. 県支出金

(項) 3. 委託金

1. 総務費委託金	172,886	△1,877	171,009
5. 教育費委託金	0	611	611
計	183,551	△1,266	182,285

(款) 16. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

2. 利子及び配当金	4,429	1,537	5,966
計	17,919	1,537	19,456

(款) 16. 財産収入

(項) 2. 財産売却収入

1. 不動産売却収入	10	29,882	29,892
計	60	29,882	29,942

(款) 17. 寄附金

(項) 1. 寄附金

2. 総務費寄附金	2,007,000	546,200	2,553,200
-----------	-----------	---------	-----------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 総務管理費補助金	△3,750	わくわく茨城生活実現事業補助金減
2. 児童福祉費補助金	△750	施設等利用給付費交付金減
1. 農業費補助金	15,246	新規就農者育成総合対策補助金 2,700 減 担い手確保・経営強化支援事業補助金 17,946
1. 商工費補助金	500	シン・いばらきメシ地域定着化助成金

4. 選挙費委託金	△1,877	参議院議員通常選挙費委託金 870 減 県知事選挙費委託金 1,007 減
1. 教育総務費委託金	611	部活動指導員配置事業委託金

1. 利子及び配当金	1,537	財政調整基金利子増
------------	-------	-----------

1. 土地建物売却収入	29,882	土地売却収入増
-------------	--------	---------

1. 総務管理費寄附金	546,200	ふるさと下妻寄附金 500,000 増
-------------	---------	---------------------

県補助金・委託金・財産運用収入・財産売却収入・寄附金

(款) 17. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
計	2,007,066	546,200	2,553,266

(款) 18. 繰入金

(項) 1. 特別会計繰入金

1. 後期高齢者医療特別会計繰入金	1,000	4,260	5,260
計	10,743	4,260	15,003

(款) 18. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	1,027,073	△247,767	779,306
2. 減債基金繰入金	300,000	△284,520	15,480
3. 地域振興基金繰入金	72,546	△6,000	66,546
4. ふるさと下妻基金繰入金	493,115	△18,623	474,492
5. 地域福祉基金繰入金	50,000	△50,000	0
7. 森林環境譲与税基金繰入金	6,000	△2,600	3,400
計	1,973,134	△609,510	1,363,624

(款) 19. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	722,639	102,211	824,850
--------	---------	---------	---------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		企業版ふるさと納税寄附金 46,200 増

1. 後期高齢者医療特別会計繰入金	4,260	後期高齢者医療特別会計繰入金増
-------------------	-------	-----------------

1. 財政調整基金繰入金	△247,767	財政調整基金繰入金減
1. 減債基金繰入金	△284,520	減債基金繰入金減
1. 地域振興基金繰入金	△6,000	地域振興基金繰入金減
1. ふるさと下妻基金繰入金	△18,623	ふるさと下妻基金繰入金減
1. 地域福祉基金繰入金	△50,000	地域福祉基金繰入金減
1. 森林環境譲与税基金繰入金	△2,600	森林環境譲与税基金繰入金減

1. 前年度繰越金	102,211	前年度繰越金増
-----------	---------	---------

寄附金・特別会計繰入金・基金繰入金・繰越金

(款) 20. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
2. 雑入	397,122	73,384	470,506
計	397,163	73,384	470,547

(款) 21. 市債

(項) 1. 市債

2. 民生債	61,800	△9,600	52,200
3. 農業債	46,100	27,100	73,200
4. 土木債	283,300	63,600	346,900
5. 消防債	44,300	△1,800	42,500
6. 教育債	151,700	38,200	189,900
計	723,000	117,500	840,500

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 総務費雑入	33,574	自治総合センターコミュニティ助成事業補助金 ネーミングライツ料 道の駅しもつま売上割戻金 2,500 減 550 増 35,524
2. 民生費雑入	40,065	後期高齢者医療療養給付費負担金返還金増
3. 衛生費雑入	△255	子宮がん医療機関検診個人負担金 乳がん医療機関検診個人負担金 150 減 105 減

2. 社会福祉債	△9,600	民間児童福祉施設整備事業債減
1. 農業債	27,100	農業農村整備事業債増
1. 道路橋梁債	63,600	道路整備事業債(南部環状線)増
1. 消防債	△1,800	茨城県防災情報ネットワークシステム更新事業債減
1. 小学校債	38,200	小学校理科室空調設備設置事業債

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 一般管理費	760,791	△4,500	756,291			
4. 企画費	1,601,844	312,769	1,914,613	△3,750		
5. 基金費	792,509	401,052	1,193,561			333,634

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源				
△4,500	1. 報酬	△3,000	04 総務事務経費	△3,000
			1 報酬	△3,000
	11. 役務費	△1,500	会計年度任用職員報酬減	
			07 会計事務経費	△1,500
			11 役務費	△1,500
			振込手数料減	
316,519	7. 報償費	145,000	01 企画調整費	△5,000
			18 負担金補助及び交付金	△5,000
	11. 役務費	84,590	わくわく茨城生活実現事業補助金減	
			02 ふるさと納税推進経費	318,430
	12. 委託料	54,920	7 報償費	145,000
			寄附謝礼増	
	13. 使用料及び賃借料	29,420	11 役務費	84,590
			郵送料	50,490 増
			PR広告宣伝費	22,000 増
	18. 負担金補助及び交付金	△1,161	手数料	12,100 増
			12 委託料	55,420
			ふるさと納税収納業務委託料増	
			13 使用料及び賃借料	29,420
			ふるさと納税受付システム使用料増	
			18 負担金補助及び交付金	4,000
			ふるさと納税返礼品開発支援補助金増	
			03 地域おこし協力隊事業費	△661
			12 委託料	△500
			地域おこし協力隊募集委託料減	
			18 負担金補助及び交付金	△161
			地域おこし協力隊募集負担金減	
67,418	24. 積立金	401,052	01 基金積立金	401,052
			24 積立金	401,052
			財政調整基金利子積立	1,110 増
			減債基金積立	37,526
			ピアスパークしもつま及び道の駅しもつま維持管理基金積立	35,524 増
			ふるさと下妻基金積立	250,000 増
			企業版ふるさと納税基金積立	47,000

総務管理費

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
6. 情報管理費	260,556	△15,542	245,014	△12,372		
8. 自治区振興費	24,877	△2,600	22,277			△2,600
計	3,801,996	691,179	4,493,175	△16,122		331,034

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税费

2. 賦課費	436,082	△179,955	256,127	△180,078		
計	700,691	△179,955	520,736	△180,078		

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			公共施設等マネジメント基金積立 29,892
△3,170	12. 委託料	△12,642	02 電算管理経費 △15,542 12 委託料 △12,642 標準準拠システム移行等業務委託料減
	13. 使用料及び賃借料	△2,900	13 使用料及び賃借料 △2,900 L GWAN機器使用料 1,900 減 ガバメントクラウド使用料 1,000 減
	18. 負担金補助及び交付金	△2,600	02 自治区支援経費 △2,600 18 負担金補助及び交付金 △2,600 自治区等統合補助金 100 減 自治総合センターコミュニティ助成事業補助金 2,500 減
376,267			

123	10. 需用費	△11	02 定額減税調整給付金事業 △179,955 10 需用費 △11 消耗品費減
	11. 役務費	△2,533	11 役務費 △2,533 郵便料 1,639 減 電信電話料 196 減
	12. 委託料	△1,971	振込手数料 698 減 12 委託料 △1,971 コールセンター業務委託料 1,155 減 電算委託料 816 減
	19. 扶助費	△175,440	19 扶助費 △175,440 調整給付金減
123			

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 戸籍住民基本台帳費	179,345	68	179,413	△64		
2. 戸籍住民基本台帳電算費	49,463	353	49,816	△541		
計	228,808	421	229,229	△605		

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

3. 諸選挙費	114,921	△1,877	113,044	△1,877		
---------	---------	--------	---------	--------	--	--

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源	10. 需用費	△810	03 マイナンバーカード普及促進事業費 △1,010 10 需用費 △810 マイナンバーカード取得促進消耗品費 700 減 印刷製本費 110 減
	11. 役務費	△200	11 役務費 △200 郵便料減
	12. 委託料	1,078	04 証明書コンビニ交付事業費 1,078 12 委託料 1,078 コンビニ交付システム改修委託料増
894	11. 役務費	△871	01 戸籍住民基本台帳電算経費 353 11 役務費 △871 郵便料減
	12. 委託料	1,848	12 委託料 1,848 戸籍システム改修委託料増
	13. 使用料及び賃借料	△624	13 使用料及び賃借料 △624 住基ネットシステムハード賃借料減
1,026			

	1. 報酬	△307	01 参議院議員通常選挙費 △870 1 報酬 △250
	10. 需用費	△753	委員長 51 減 委員 56 減
	11. 役務費	△643	投票立会人 12 減 開票立会人 131 減
	12. 委託料	△174	10 需用費 △475 消耗品費 250 減 燃料費 59 減 食糧費 13 減 印刷製本費 153 減
			11 役務費 △110 郵便料 63 減 手数料 47 減

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	126,063	△1,877	124,186	△1,877		

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			12 委託料 △35 期日前投票受付業務委託料減 02 県知事選挙費 △1,007 1 報酬 △57 委員長 7 減 委員 18 減 投票立会人 12 減 開票立会人 20 減 10 需用費 △278 消耗品費 55 減 燃料費 59 減 食糧費 11 減 印刷製本費 153 減 11 役務費 △533 郵便料 254 減 手数料 279 減 12 委託料 △139 期日前投票受付業務委託料 127 減 投票所入場券作成委託料 12 減

(款) 2. 総務費

(項) 6. 監査委員費

1. 監査委員費	26,705	△5,000	21,705			
----------	--------	--------	--------	--	--	--

△5,000	2. 給料	△3,500	01 職員人件費 △5,000
			2 給料 △3,500
	3. 職員手当等	△500	給料減
			3 職員手当等 △500
	4. 共済費	△1,000	期末手当減
			4 共済費 △1,000
			職員共済組合負担金減

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 社会福祉総務費	654,025	△1,251	652,774	△1,654		
2. 高齢福祉費	792,296	△1,258	791,038			△50,600
4. 障害福祉費	1,499,728	0	1,499,728	△1,582		
6. 後期高齢者医療費	695,026	△9,111	685,915	△4,503		
計	4,031,455	△11,620	4,019,835	△7,739		△50,600

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	2,766,951	△19,540	2,747,411	△28,330	△9,600	△2,190
------------	-----------	---------	-----------	---------	--------	--------

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源				
403	27. 繰出金	△1,251	04 国民健康保険特別会計繰出	△1,251
			27 繰出金	△1,251
			普通分	969 増
			保険基盤安定分 (保険税軽減分)	12,041 減
			保険基盤安定分 (保険者支援分)	9,457 増
			財政安定化支援事業分	17 減
			未就学児均等割保険税分	13 増
			産前産後保険税分	368 増
49,342	12. 委託料	1,838	02 高齢福祉事務経費	1,838
			12 委託料	1,838
	19. 扶助費	△3,000	ひとりぐらし愛の定期便事業委託料増	
			03 高齢福祉扶助経費	△3,000
			19 扶助費	△3,000
			老人保護措置扶助費減	
			06 介護保険特別会計繰出	△96
			27 繰出金	△96
			事務費分 (一般)	678 減
			事務費分 (予防)	582 増
1,582				
△4,608	18. 負担金補助及び交付金	△3,108	01 後期高齢者医療事務経費	△3,108
			18 負担金補助及び交付金	△3,108
			広域連合共通経費負担金減	
	27. 繰出金	△6,003	02 後期高齢者医療特別会計繰出	△6,003
			27 繰出金	△6,003
			保険基盤安定分減	
46,719				

20,580	12. 委託料	32,342	01 児童福祉総務事務経費	△2,770
			12 委託料	△770

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
	18. 負担金補助及び交付金	△13,990	子ども・子育て支援法等改正例規整備業務委託料 660 減 児童手当システム改修業務委託料 110 減
	19. 扶助費	△37,892	18 負担金補助及び交付金 △2,000 出産祝金減
			02 子ども・子育て支援事業費 52,090
			12 委託料 38,972
			法泉寺保育園保育委託料 4,723 増
			西原保育園保育委託料 22,189 増
			もみの木保育園保育委託料 4,823 増
			下妻保育園保育委託料 2,076 増
			小規模保育事業委託料 2,757 増
			家庭的保育事業委託料 2,404 増
			18 負担金補助及び交付金 △11,990
			就学前教育・保育施設整備交付金減
			19 扶助費 25,108
			しょうとも幼稚園施設型給付費 2,458 増
			下妻いずみ幼稚園施設型給付費 6,396 増
			ふたば文化施設型給付費 6,753 増
			大宝保育園施設型給付費 12,501 増
			施設等利用給付費 3,000 減
			03 児童手当支給経費 △36,000
			19 扶助費 △36,000
			被用者(0~3歳未満) 17,000 減
			被用者(3歳~小学校修了前) 15,000 減
			非被用者(3歳~小学校修了前) 2,000 減
			非被用者(中学生) 1,500 減
			施設入所等児童 500 減
			04 ひとり親家庭支援給付経費 △27,000
			19 扶助費 △27,000
			児童扶養手当 25,000 減
			ひとり親家庭等高等職業訓練促進費 2,000 減
			05 こども家庭センター事務経費 △5,860
			12 委託料 △5,860
			妊婦・乳児健康診査委託料 6,370 減
			その他委託料 480 減
			システム改修委託料 990

児童福祉費

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2. 児童福祉施設費	148,558	△3,893	144,665			△393
計	2,915,509	△23,433	2,892,076	△28,330	△9,600	△2,583

(款) 3. 民生費

(項) 3. 生活保護費

1. 生活保護総務費	122,519	0	122,519	△1,364		
2. 扶助費	683,147	△19,000	664,147	△14,250		
計	805,666	△19,000	786,666	△15,614		

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

3. 母子衛生費	13,156	△100	13,056			
4. 保健対策推進費	71,987	△2,200	69,787			△255

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
△3,500	1. 報酬	△2,500	02 きぬ保育園運営経費 △3,893
			1 報酬 △2,500
	10. 需用費	△1,000	会計年度任用職員報酬減
			10 需用費 △1,000
	12. 委託料	△393	給食用賄材料費減
			12 委託料 △393
			早期英語教育事業委託料減
17,080			

1,364			
△4,750	19. 扶助費	△19,000	01 生活保護扶助費 △19,000
			19 扶助費 △19,000
			生活扶助費 6,000 減
			介護扶助費 10,000 減
			生業扶助費 1,000 減
			施設事務費 2,000 減
△3,386			

△100	19. 扶助費	△100	01 母子衛生事務経費 △100
			19 扶助費 △100
			不育症検査費等扶助費減
△1,945	12. 委託料	△2,200	03 各種検診事業費 △2,200
			12 委託料 △2,200
			乳がん検診委託料 1,000 減
			子宮がん検診委託料 1,200 減

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	343,368	△2,300	341,068			△255

(款) 4. 衛生費

(項) 3. 清掃費

2. ごみ処理費	621,276	△3,000	618,276			
計	744,230	△3,000	741,230			

(款) 5. 労働費

(項) 1. 労働諸費

1. 勤労青少年ホーム管理費	21,837	△1,000	20,837			
計	42,730	△1,000	41,730			

(款) 6. 農業費

(項) 1. 農業費

3. 農業振興費	260,059	△20,504	239,555	15,246		△18,340
----------	---------	---------	---------	--------	--	---------

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
△2,045			

△3,000	10. 需用費	△3,000	01 ごみ処理事務経費 10 需用費 消耗品費減	△3,000 △3,000
△3,000				

△1,000	1. 報酬	△1,000	01 勤労青少年ホーム管理運営経費 1 報酬 会計年度任用職員報酬減	△1,000 △1,000
△1,000				

△17,410	1. 報酬	△2,000	01 農業振興事務経費 1 報酬	△2,000 △2,000
	14. 工事請負費	△18,340	会計年度任用職員報酬減	
	18. 負担金補助及び交付金	△164	02 農業団体等育成支援経費 18 負担金補助及び交付金 新規就農者育成総合対策補助金 担い手確保・経営強化支援事業補助金	15,246 15,246 2,700 減 17,946
			05 生産調整推進対策経費 18 負担金補助及び交付金 産地づくり対策助成金 農業経営収入保険制度加入促進支援金	△15,410 △15,410 15,200 減 210 減
			06 ビアスパークしもつま管理経費 14 工事請負費	△18,340 △18,340

保健衛生費・清掃費・労働諸費・農業費

(款) 6. 農業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
5. 農地費	415,371	27,365	442,736		27,100	
計	976,011	6,861	982,872	15,246	27,100	△18,340

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源			温泉貯湯槽更新工事 源泉揚湯ポンプ分解修理工事	15,740 減 2,600 減
265	18. 負担金補助及び交付金	27,365	03 土地改良事業費 18 負担金補助及び交付金 総上・豊加美地区県営ほ場整備事業負担金 二本紀地区県営ほ場整備事業負担金 大宝沼地区ほ場整備事業推進協議会補助金	27,365 27,365 26,000 増 1,550 増 185 減
△17,145				

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

2. 商工振興費	248,161	△30,700	217,461			
3. 観光費	42,013	500	42,513	500		
計	363,822	△30,200	333,622	500		

△30,700	10. 需用費	△264	03 物価高騰対策支援券発行事業	△11,129
			10 需用費	△264
	11. 役務費	△2,477	消耗品費減	
			11 役務費	△2,056
	12. 委託料	△459	郵便料 手数料	685 減 1,371 減
	18. 負担金補助及び交付金	△27,500	12 委託料 物価高騰対策支援券発行事業委託料減 18 負担金補助及び交付金 物価高騰対策支援券発行事業交付金減	△459 △8,350 △19,571
			04 中小企業等光熱費高騰対策支援事業	△19,571
			11 役務費 手数料減 18 負担金補助及び交付金 中小企業等光熱費高騰対策支援金減	△421 △19,150
	18. 負担金補助及び交付金	500	01 観光振興経費 18 負担金補助及び交付金 シン・いばらきメシ地域定着化助成金	500 500
△30,700				

農業費・商工費

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 土木総務費	95,718	△2,500	93,218			

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋梁費

3. 道路新設改良費	344,958	114,220	459,178	48,277	63,600	
計	553,278	114,220	667,498	48,277	63,600	

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

4. 都市公園費	200,201	△700	199,501			550
計	897,557	△700	896,857			550

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

1. 常備消防費	699,542	0	699,542	308		
5. 防災費	35,567	△1,717	33,850		△1,800	
計	881,500	△1,717	879,783	308	△1,800	

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源				
△2,500	2. 給料	△2,500	01 職員人件費 2 給料 給料減	△2,500 △2,500

2,343	12. 委託料	4,000	02 道路新設改良経費 12 委託料	114,220 4,000
	14. 工事請負費	115,500	測量及び設計積算委託料増 14 工事請負費	115,500
	21. 補償、補填及び賠償金	△5,280	道路改良及び舗装等工事増 21 補償、補填及び賠償金 物件移転その他補償費減	△5,280
2,343				

△1,250	1. 報酬	△700	04 砂沼広域公園維持管理経費 1 報酬	△700 △700
			会計年度任用職員報酬減	
△1,250				

△308				
83	18. 負担金補助及び交付金	△1,717	01 防災対策経費 18 負担金補助及び交付金	△1,717 △1,717
			県防災情報ネットワークシステム衛星通信設備更新経費負担金減	
△225				

土木管理費・道路橋梁費・都市計画費・消防費

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2. 事務局費	223,515	△1,500	222,015			
3. 教育指導費	145,291	△4,300	140,991	611		
計	371,024	△5,800	365,224	611		

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源				
△1,500	1. 報酬	△1,500	03 事務局運営経費 1 報酬 会計年度任用職員報酬減	△1,500 △1,500
△4,911	1. 報酬	△3,000	02 教育指導充実経費 1 報酬 会計年度任用職員報酬減 3 職員手当等 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当 4 共済費 社会保険料減	△4,300 △3,000 △1,000 500 減 500 減 △300
	3. 職員手当等	△1,000		
	4. 共済費	△300		
△6,411				

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	423,575	39,500	463,075	5,436	38,200	
計	438,502	39,500	478,002	5,436	38,200	

△4,136	4. 共済費	△4,500	01 学校管理運営経費 4 共済費 社会保険料 共済組合負担金(短期)	△4,500 3,500 減 1,000 減
	12. 委託料	9,000	02 学校施設管理経費 12 委託料 小学校理科室空調設備設計等委託料 14 工事請負費 小学校理科室空調設備設置工事	44,000 9,000 35,000
	14. 工事請負費	35,000		
△4,136				

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

1. 学校管理費	146,677	△7,000	139,677			
----------	---------	--------	---------	--	--	--

△7,000	1. 報酬	△5,000	01 学校管理運営経費 1 報酬 会計年度任用職員報酬減	△7,000 △5,000
	3. 職員手当等	△1,000	3 職員手当等	△1,000

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	171,784	△7,000	164,784			

(款) 10. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

1. 幼稚園費	130,803	△5,000	125,803			
---------	---------	--------	---------	--	--	--

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

3. ふるさと博物館費	37,044	△1,500	35,544			
計	531,781	△1,500	530,281			

(款) 12. 公債費

(項) 1. 公債費

1. 元金	1,662,770	1,210	1,663,980			
2. 利子	130,831	△1,647	129,184			

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源	4. 共済費	△1,000	会計年度任用職員期末手当 500 減 会計年度任用職員勤勉手当 500 減 4 共済費 △1,000 社会保険料減
△7,000			

△5,000	1. 報酬	△5,000	03 ちよかわ幼稚園運営経費 △5,000 1 報酬 △5,000 会計年度任用職員報酬減
--------	-------	--------	--

△1,500	1. 報酬	△1,500	01 ふるさと博物館管理運営経費 △1,500 1 報酬 △1,500 会計年度任用職員報酬減
△1,500			

1,210	22. 償還金、利子及び割引料	1,210	01 元金償還金 1,210 22 償還金、利子及び割引料 1,210 災害援護資金貸付事業債償還元金増
△1,647	22. 償還金、利子及び割引料	△1,647	01 利子償還金 △1,647 22 償還金、利子及び割引料 △1,647 総務債利子 200 減 土木債利子 700 減 教育債利子 100 減 臨時財政対策債利子 1,353 増 一時借入金利子 2,000 減

中学校費・幼稚園費・社会教育費・公債費

(款) 12. 公債費

(項) 1. 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	1,793,601	△437	1,793,164			

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
△437			

(1)補正予算給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与			
		報 酬	給 料	期 末 手 当 3.50ヶ月分 地 域 手 当	
補正後	長 等	3		25,560	8,552
	議 員	18	80,883		27,129
	その他の特別職	1,847	82,614		
	計	1,868	163,497	25,560	35,681
補正前	長 等	3		25,560	8,552
	議 員	18	80,883		27,129
	その他の特別職	1,847	82,921		
	計	1,868	163,804	25,560	35,681
比 較	長 等	0		0	0
	議 員	0	0		0
	その他の特別職	0	△307		
	計	0	△307	0	0

(単位 千円)

費			共 済 費	合 計	備 考 (退職手当負担金)
寒冷地手当	その他の手当	計			
	48	34,160	6,500	40,660	3,451
		108,012	21,733	129,745	
		82,614		82,614	
	48	224,786	28,233	253,019	3,451
	48	34,160	6,500	40,660	3,451
		108,012	21,733	129,745	
		82,921		82,921	
	48	225,093	28,233	253,326	3,451
	0	0	0	0	0
		0	0	0	
		△307		△307	
	0	△307	0	△307	0

2. 一般職

(1) 総 括

区分	職員数(人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	(249) 293	493,928	1,199,874	920,176
補 正 前	(249) 293	519,128	1,205,874	922,676
比 較	(0) 0	△25,200	△6,000	△2,500

(単位 千円)

費	共 済 費	合 計	備 考 (退職手当負担金)
計			
2,613,978	507,250	3,121,228	178,856
2,647,678	514,050	3,161,728	178,856
△33,700	△6,800	△40,500	0

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区分	管理職手当	管理職員 特別勤務手当	扶養手当	地域手当	時間外勤務手当
	補正後	14,859	938	34,146	25,062	108,988
	補正前	14,859	938	34,146	25,062	108,988
	比較	0	0	0	0	0

(単位 千円)

期末手当	勤勉手当	通勤手当	特殊勤務手当	住居手当	日直手当
380,992	320,518	20,113	48	13,036	1,476
382,492	321,518	20,113	48	13,036	1,476
△1,500	△1,000	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計			
補 正 後	(5) 293		1,199,874	743,712	1,943,586	392,228	2,335,814	178,856
補 正 前	(5) 293		1,205,874	744,212	1,950,086	393,228	2,343,314	178,856
比 較	(0) 0		△ 6,000	△ 500	△ 6,500	△ 1,000	△ 7,500	0

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管理職手当	管理職員 特別勤務手当	扶養手当	地域手当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当	通勤手当	特殊勤務手当	住居手当	日直手当
	補 正 後	14,859	938	34,146	25,062	108,988	285,335	239,711	20,113	48	13,036	1,476
	補 正 前	14,859	938	34,146	25,062	108,988	285,835	239,711	20,113	48	13,036	1,476
	比 較	0	0	0	0	0	△ 500	0	0	0	0	0

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計			
補 正 後	(244)	493,928		176,464	670,392	115,022	785,414	
補 正 前	(244)	519,128		178,464	697,592	120,822	818,414	
比 較	(0)	△ 25,200		△ 2,000	△ 27,200	△ 5,800	△ 33,000	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管理職手当	管理職員 特別勤務手当	扶養手当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当	通勤手当	特殊勤務手当	住居手当	日直手当
	補 正 後					95,657	80,807				
	補 正 前					96,657	81,807				
	比 較					△ 1,000	△ 1,000				

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	△ 6,000	給与改定に伴う増減分	給料の改定率 %	
		昇給に伴う増加分	平均昇給率 %	
		その他の増減分	△ 6,000	
職 員 手 当	△ 2,500	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	△ 2,500	

(2) 補正予算の地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1. 普 通 債	16,449,020	16,116,299	981,800	958,050	16,140,049
(1) 総 務	536,433	721,626	135,800	41,778	815,648
(2) 庁 舎	4,215,800	4,203,065		75,237	4,127,828
(3) 民 生		9,000	49,600		58,600
(4) 農 業	628,370	637,782	73,200	54,694	656,288
(5) 土 木	4,373,520	4,176,089	434,200	375,244	4,235,045
(6) 消 防	917,672	871,440	42,500	51,739	862,201
(7) 教 育	5,777,225	5,497,297	246,500	359,358	5,384,439
2. 災 害 復 旧 事 業	51,513	31,275		20,237	11,038
3. そ の 他	7,099,474	6,443,062	2,600	685,693	5,759,969
(1) 災 害 援 護 資 金 貸 付 事 業 債	9,459	6,212	2,600	3,497	5,315
(2) 上 水 道 事 業 出 資 債	7,158	3,637		1,573	2,064
(3) 減 税 補 て ん 債	17,520	7,687		6,339	1,348
(4) 減 収 補 て ん 債	48,865	45,991		2,875	43,116
(5) 臨 時 財 政 対 策 債	7,016,472	6,379,535		671,409	5,708,126
合 計	23,600,007	22,590,636	984,400	1,663,980	21,911,056

議案第16号

令和7年度下妻市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和7年度下妻市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,629千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,737,306千円とする。
- 2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月24日 提出

下妻市長 菊池 博

第 1 表 歳入歳出予算補正 (事業勘定)

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		435,010	△23,417	411,593
	1. 他会計繰入金	405,010	△1,251	403,759
	2. 基金繰入金	30,000	△22,166	7,834
6. 繰越金		10,000	25,046	35,046
	1. 繰越金	10,000	25,046	35,046
歳入合計		4,735,677	1,629	4,737,306

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 諸支出金		3,481	1,629	5,110
	1. 償還金及び還付加算金	3,481	1,629	5,110
歳出合計		4,735,677	1,629	4,737,306

下妻市国民健康保険特別会計（事業勘定）
歳入歳出補正予算事項別明細書（第4号）

1. 総括
（歳入）

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	割合（%）
1. 国民健康保険税	1,035,912		1,035,912	21.9
2. 使用料及び手数料	101		101	0.0
3. 県支出金	3,243,287		3,243,287	68.5
4. 財産収入	435		435	0.0
5. 繰入金	435,010	△23,417	411,593	8.7
6. 繰越金	10,000	25,046	35,046	0.7
7. 諸収入	9,552		9,552	0.2
8. 国庫支出金	1,380		1,380	0.0
歳入合計	4,735,677	1,629	4,737,306	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合 (%)
1. 総務費	122,844		122,844	2.6
2. 保険給付費	3,183,636		3,183,636	67.2
3. 国民健康保険事業費納付金	1,357,513		1,357,513	28.7
4. 保健事業費	57,768		57,768	1.2
5. 基金積立金	435		435	0.0
6. 諸支出金	3,481	1,629	5,110	0.1
7. 予備費	10,000		10,000	0.2
歳出合計	4,735,677	1,629	4,737,306	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
			1,629
			1,629

2. 歳入

(款) 5. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	405,010	△1,251	403,759

(款) 5. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

1. 国民健康保険支払準備基金繰入金	30,000	△22,166	7,834
--------------------	--------	---------	-------

(款) 6. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	10,000	25,046	35,046
--------	--------	--------	--------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 一般会計繰入金	969	一般会計繰入金(普通分)増
2. 保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	△12,041	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)減
3. 保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	9,457	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)増
4. 未就学児均等割保険税繰入金	13	未就学児均等割保険税繰入金増
5. 産前産後保険税繰入金	368	産前産後保険税繰入金増
6. 財政安定化支援事業繰入金	△17	財政安定化支援事業繰入金減

1. 国民健康保険支払準備基金繰入金	△22,166	国民健康保険支払準備基金繰入金減
--------------------	---------	------------------

1. 前年度繰越金	25,046	前年度繰越金増
-----------	--------	---------

3. 歳出

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2. 償還金	10	1,629	1,639			
計	3,481	1,629	5,110			

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
1,629	22. 償還金、利子及び割引料	1,629	01 償還金 1,629 22 償還金、利子及び割引料 1,629 過年度国庫金その他返還金増
1,629			

議案第17号

令和7年度下妻市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

令和7年度下妻市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,065千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ718,795千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月24日 提出

下妻市長 菊池 博

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 後期高齢者医療保険料		488,502	37,000	525,502
	1. 後期高齢者医療保険料	488,502	37,000	525,502
3. 繰 入 金		177,576	△6,003	171,573
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	177,576	△6,003	171,573
4. 繰 越 金		1,000	4,261	5,261
	1. 繰 越 金	1,000	4,261	5,261
5. 諸 収 入		12,567	807	13,374
	4. 受 託 事 業 収 入	8,119	807	8,926
歳 入 合 計		682,730	36,065	718,795

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 後期高齢者医療広域連合 納 付 金		609,341	30,997	640,338
	1. 後期高齢者医療広域連合 納 付 金	609,341	30,997	640,338
3. 保 健 事 業 費		14,373	807	15,180
	1. 特定健康診査等事業費	14,373	807	15,180
4. 諸 支 出 金		1,510	4,261	5,771
	2. 繰 出 金	1,000	4,261	5,261
歳 出 合 計		682,730	36,065	718,795

下妻市後期高齢者医療特別会計
歳入歳出補正予算事項別明細書（第4号）

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 後期高齢者医療保険料	488,502	37,000	525,502	73.1
2. 使用料及び手数料	5		5	0.0
3. 繰入金	177,576	△6,003	171,573	23.9
4. 繰越金	1,000	4,261	5,261	0.7
5. 諸収入	12,567	807	13,374	1.9
6. 国庫支出金	3,080		3,080	0.4
歳入合計	682,730	36,065	718,795	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 総務費	55,691		55,691	7.7
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	609,341	30,997	640,338	89.1
3. 保健事業費	14,373	807	15,180	2.1
4. 諸支出金	1,510	4,261	5,771	0.8
5. 予備費	1,815		1,815	0.3
歳出合計	682,730	36,065	718,795	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
			30,997
		807	
			4,261
		807	35,258

2. 歳入

(款) 1. 後期高齢者医療保険料

(項) 1. 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補正額	計
2. 普通徴収保険料	177,878	37,000	214,878
計	488,502	37,000	525,502

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

1. 一般会計繰入金	177,576	△6,003	171,573
------------	---------	--------	---------

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	1,000	4,261	5,261
--------	-------	-------	-------

(款) 5. 諸収入

(項) 4. 受託事業収入

1. 受託事業収入	8,119	807	8,926
-----------	-------	-----	-------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	37,000	現年度分増

1. 一般会計繰入金	△6,003	保険基盤安定繰入金減
------------	--------	------------

1. 前年度繰越金	4,261	前年度繰越金増
-----------	-------	---------

1. 受託事業収入	807	後期高齢者健康診査受託金増
-----------	-----	---------------

3. 歳出

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	609,341	30,997	640,338			

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源	30,997	18. 負担金補助及び交付金	30,997	01 後期高齢者医療広域連合納付金 30,997 18 負担金補助及び交付金 30,997 保険料等納付金 37,000 増 保険基盤安定納付金 6,003 減

(款) 3. 保健事業費 (項) 1. 特定健康診査等事業費

1. 特定健康診査等事業費	14,373	807	15,180			807
---------------	--------	-----	--------	--	--	-----

	11. 役務費	5	5	01 後期高齢者医療保健事業 807 11 役務費 5
	12. 委託料	802	802	11 役務費 手数料増 12 委託料 802 後期高齢者健康診査委託料増

(款) 4. 諸支出金 (項) 2. 繰出金

1. 一般会計繰出金	1,000	4,261	5,261			
------------	-------	-------	-------	--	--	--

4,261	27. 繰出金	4,261	4,261	01 一般会計繰出金 4,261 27 繰出金 4,261 一般会計繰出金増
-------	---------	-------	-------	--

議案第18号

令和7年度下妻市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度下妻市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,201千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,345,677千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

令和8年2月24日 提出

下妻市長 菊池 博

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金		962,718	1,458	964,176
	2. 国庫補助金	256,368	1,458	257,826
5. 支払基金交付金		1,086,325	1,257	1,087,582
	1. 支払基金交付金	1,086,325	1,257	1,087,582
6. 県支出金		601,722	582	602,304
	2. 県補助金	24,322	582	24,904
8. 繰入金		705,577	△96	705,481
	1. 一般会計繰入金	645,721	△96	645,625
歳入合計		4,342,476	3,201	4,345,677

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		126,294	△384	125,910
	1. 総務管理費	48,314	990	49,304
	3. 介護認定審査会費	70,069	△456	69,613
	5. 計画策定委員会費	6,090	△918	5,172
3. 基金積立金		40,417	△1,069	39,348
	1. 基金積立金	40,417	△1,069	39,348
5. 地域支援事業費		154,014	4,654	158,668
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	63,012	4,654	67,666
歳出合計		4,342,476	3,201	4,345,677

第 2 表 継 続 費 補 正

(変 更)

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
1. 総務費	5. 計画策定 委員会費	第10期介護保険事業 計画策定委託	11,000	7	6,000	9,240	7	5,082
				8	5,000		8	4,158

下妻市介護保険特別会計
歳入歳出補正予算事項別明細書（第3号）

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 保 険 料	871,088		871,088	20.0
2. 分 担 金 及 び 負 担 金	8,610		8,610	0.2
3. 使 用 料 及 び 手 数 料	3		3	0.0
4. 国 庫 支 出 金	962,718	1,458	964,176	22.2
5. 支 払 基 金 交 付 金	1,086,325	1,257	1,087,582	25.0
6. 県 支 出 金	601,722	582	602,304	13.9
7. 財 産 収 入	206		206	0.0
8. 繰 入 金	705,577	△96	705,481	16.2
9. 繰 越 金	99,735		99,735	2.3
10. 諸 収 入	6,492		6,492	0.2
歳 入 合 計	4,342,476	3,201	4,345,677	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 総務費	126,294	△384	125,910	2.9
2. 保険給付費	3,950,000		3,950,000	90.9
3. 基金積立金	40,417	△1,069	39,348	0.9
4. 諸支出金	69,888		69,888	1.6
5. 地域支援事業費	154,014	4,654	158,668	3.7
6. 予備費	1,863		1,863	0.0
歳出合計	4,342,476	3,201	4,345,677	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
294			△678
			△1,069
1,746		1,257	1,651
2,040		1,257	△96

2. 歳入

(款) 4. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 調整交付金	201,171	233	201,404
2. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	16,615	931	17,546
6. デジタル基盤改革支援補助金	1,072	△531	541
7. 介護保険事業費補助金	0	825	825
計	256,368	1,458	257,826

(款) 5. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

2. 地域支援事業支援交付金	19,825	1,257	21,082
計	1,086,325	1,257	1,087,582

(款) 6. 県支出金

(項) 2. 県補助金

1. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	10,384	582	10,966
計	24,322	582	24,904

(款) 8. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

2. その他一般会計繰入金	118,204	△678	117,526
3. 地域支援事業費繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	9,178	582	9,760

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 調整交付金	233	現年度分地域支援事業調整交付金増
1. 介護予防・日常生活支援総合事業交付金	931	現年度分増
1. デジタル基盤改革支援補助金	△531	デジタル基盤改革支援補助金減
1. 介護保険事業費補助金	825	

1. 地域支援事業支援交付金	1,257	現年度分増
----------------	-------	-------

1. 介護予防・日常生活支援総合事業交付金	582	現年度分増
-----------------------	-----	-------

2. 事務費繰入金	△678	事務費繰入金減
2. 事務費繰入金	582	事務費繰入金増

(款) 8. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
計	645,721	△96	645,625

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 一般管理費	48,314	990	49,304	825		

(款) 1. 総務費

(項) 3. 介護認定審査会費

2. 介護調査等費	46,331	△456	45,875	△531		
計	70,069	△456	69,613	△531		

(款) 1. 総務費

(項) 5. 計画策定委員会費

1. 計画策定委員会費	6,090	△918	5,172			
-------------	-------	------	-------	--	--	--

(款) 3. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

1. 介護給付費準備基金積立金	40,417	△1,069	39,348			
-----------------	--------	--------	--------	--	--	--

(款) 5. 地域支援事業費

(項) 1. 介護予防・生活支援サービス事業費

1. サービス事業費	38,528	4,654	43,182	1,746		1,257
------------	--------	-------	--------	-------	--	-------

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源				
165	12. 委託料	990	02 一般管理事務経費 12 委託料 システム改修委託料	990 990

75	13. 使用料及び賃借料	△456	02 介護調査等事務費 13 使用料及び賃借料 介護保険認定審査支援システムガバメントクラウド使用料減	△456 △456
75				

△918	12. 委託料	△918	01 計画策定委員会費 12 委託料 第10期介護保険事業計画策定支援業務委託料減	△918 △918
------	---------	------	---	--------------

△1,069	24. 積立金	△1,069	01 介護給付費準備基金積立金 24 積立金 介護給付費準備基金積立減	△1,069 △1,069
--------	---------	--------	---	------------------

1,651	18. 負担金補助及び交付金	4,654	01 サービス事業費 18 負担金補助及び交付金 従前相当介護予防訪問・通所サービス事業費増	4,654 4,654
-------	----------------	-------	--	----------------

(款) 5. 地域支援事業費

(項) 1. 介護予防・生活支援サービス事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	63,012	4,654	67,666	1,746		1,257

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
1,651			

(1) 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体		計 画			前前年度 末までの 支出額	前年度末 までの 支出額	当該年度 支 出 予定額	当該年度 末までの 支 出 予定額	翌年度 以 降 支 出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率(%)	
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									
					特 定 財 源									一般財源
					国県 支出金	地 方 債	その他							
1. 総務費	5. 計画策定 委員会費	第10期介護保険事業計画策定委託	令和7年度	5,082					5,082	5,082		55.0		
			令和8年度	4,158							4,158	45.0		
			計	9,240				9,240		5,082	5,082	4,158	100.0	

令和7年度下妻市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出）

第2条 令和7年度下水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額168,293千円は過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。）。

支 出

（単位：千円）

科 目	補正前の額	補 正 額	計
第1款 資本的支出	700,900	△1,907	698,993
第1項 建設改良費	283,234	△1,907	281,327

（継続費）

第3条 令和7年度下水道事業会計予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおりとする。

（単位：千円）

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年割額	総 額	年度	年割額
1. 資本的支出	1. 建設改良費	下水道事業全体計画変更業務委託	14,000	R7	7,000	9,570	R7	5,093
				R8	7,000		R8	4,477

令和8年2月24日 提出

下妻市長 菊池博

令和7年度下妻市下水道事業会計補正予算実施計画

資本的支出

支出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1. 資本的支出			700,900	△ 1,907	698,993	
	1. 建設改良費		283,234	△ 1,907	281,327	
		1. 汚水管渠建設改良費	240,453	△ 1,907	238,546	

令和7年度下妻市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△は純損失)	8,905
減価償却費	377,095
固定資産除却費	0
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	428
賞与引当金の増減額 (△は減少)	0
長期前受金戻入額	△ 187,928
支払利息	65,476
受取利息及び受取配当金	△ 1
有形固定資産売却益 (損)	0
その他流動資産の増減額 (△は増加)	0
未収金の増減額 (△は増加)	△ 7,314
貯蔵品の増減額	0
その他流動負債の増減額 (△は減少)	0
未払金の増減額 (△は減少)	0
小計	<u>256,661</u>
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	<u>△ 65,476</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>191,186</u>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 220,960
有形固定資産の売却による収入	0
無形固定資産の取得による支出	△ 37,027
投資有価証券の取得による支出	0
国庫補助金等による収入	<u>158,841</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 99,146</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	353,700
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 417,666
他会計等からの出資による収入	<u>0</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 63,966</u>
資金増加額 (又は減少額)	28,074
資金期首残高	<u>350,957</u>
資金期末残高	<u>379,031</u>

継続費に関する調書

(単位 千円)

款	項	事業名	全体計画				前前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生額	当該年度支払義務発生予定額	当該年度末までの支払義務発生予定額	翌年度以降の支払義務発生予定額	継続費の総額に対する進捗率 (%)	備考
			年度	年割額	左の財源内訳								
					企業債	その他							
1 資本的 支出	1 建設改良費	下水道事業全体計画変更 業務委託料	令和7年度	5,093	0	5,093	—	—	5,093	5,093	—	53.2	
			令和8年度	4,477	0	4,477	—	—	—	—	4,477	46.8	
			計	9,570	0	9,570	—	—	5,093	5,093	4,477	100.0	

令和7年度下妻市下水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部		
1. 固 定 資 産		
(1) 有 形 固 定 資 産		
ア 土 地	0	
イ 建 物	0	
減価償却累計額	<u>0</u>	0
ウ 構 築 物	12,041,993	
減価償却累計額	<u>1,802,410</u>	10,239,583
エ 機 械 及 び 装 置	123,076	
減価償却累計額	<u>50,707</u>	72,369
オ 車 両 運 搬 具	816	
減価償却累計額	<u>196</u>	620
カ 工 具、器 具 及 び 備 品	226	
減価償却累計額	<u>0</u>	226
キ 建 設 仮 勘 定		<u>238,603</u>
有形固定資産合計		10,551,401
(2) 無 形 固 定 資 産		
ア 流 域 下 水 道 利 用 権		1,402,469
イ その他無形固定資産		<u>0</u>
無形固定資産合計		1,402,469
(3) 投 資		
ア 基 金		<u>0</u>
投資合計		<u>0</u>
固定資産合計		11,953,870
2. 流 動 資 産		
(1) 現 金 ・ 預 金		
		379,031
(2) 未 収 金		
	67,732	
貸倒引当金	<u>2,262</u>	<u>65,470</u>
流動資産合計		<u>444,501</u>
資産合計		<u>12,398,371</u>

負 債 の 部		
3. 固 定 負 債		
(1) 企 業 債		4,436,170
(2) 引 当 金		<u>0</u>
固定負債合計		4,436,170
4. 流 動 負 債		
(1) 一 時 借 入 金		0
(2) 企 業 債		406,151
(3) 未 払 金		155,005
(4) 引 当 金		4,377
(5) そ の 他 流 動 負 債		<u>0</u>
流動負債合計		565,533
5. 繰 延 収 益		
(1) 長 期 前 受 金	7,600,823	
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>1,103,050</u>	
長期前受金合計		<u>6,497,773</u>
繰延収益合計		<u>6,497,773</u>
負債合計		11,499,476
資 本 の 部		
6. 資 本 金		
(1) 資 本 金		<u>705,141</u>
資本金合計		705,141
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
ア 受 贈 財 産 評 価 額		0
イ その他資本剰余金		<u>0</u>
資本剰余金合計		<u>0</u>
(2) 利 益 剰 余 金		
ア 減 債 積 立 金	162,660	
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>31,094</u>	
利益剰余金合計		<u>193,754</u>
剰余金合計		<u>193,754</u>
資本合計		<u>898,895</u>
負債資本合計		<u>12,398,371</u>

令和7年度下妻市下水道事業会計補正予算明細書（第2号）

資本的支出

（単位：千円）

款 項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資 本 的 支 出		700,900	△ 1,907	698,993			
1. 建 設 改 良 費		283,234	△ 1,907	281,327			
	1. 汚水管渠建設改良費	240,453	△ 1,907	238,546	委 託 料	△1,907	下水道事業全体計画変更業務委託料減

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額168,293千円は過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。

令和 8 年度

下妻市補正予算書

一 般 会 計
特 別 会 計
水 道 事 業

目 次

一般会計補正予算	139
補正予算に関する説明書	
一般会計事項別明細書	
総括	142
歳入	144
歳出	145
補正予算債務負担行為調書	147
水道事業会計補正予算	148

議案第27号

令和8年度下妻市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度下妻市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ436,256千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,696,256千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年2月24日 提出

下妻市長 菊池 博

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		2,736,896	427,277	3,164,173
	2. 国庫補助金	173,661	427,277	600,938
19. 繰越金		300,000	8,979	308,979
	1. 繰越金	300,000	8,979	308,979
歳入合計		20,260,000	436,256	20,696,256

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		7,299,173	69,319	7,368,492
	1. 社会福祉費	3,848,742	69,319	3,918,061
4. 衛生費		1,303,420	158,976	1,462,396
	2. 環境保全費	159,748	158,976	318,724
7. 商工費		328,149	207,961	536,110
	1. 商工費	328,149	207,961	536,110
歳出合計		20,260,000	436,256	20,696,256

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公共施設LED照明器具賃貸借	令和9年度から令和18年度まで	210,000

下 妻 市 一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書（第1号）

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 市 税	6,419,591		6,419,591	31.0
2. 地 方 譲 与 税	256,506		256,506	1.2
3. 利 子 割 交 付 金	10,741		10,741	0.0
4. 配 当 割 交 付 金	48,353		48,353	0.2
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	60,408		60,408	0.3
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	137,500		137,500	0.7
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,237,507		1,237,507	6.0
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	730		730	0.0
9. 地 方 特 例 交 付 金	83,000		83,000	0.4
10. 地 方 交 付 税	2,850,000		2,850,000	13.8
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,592		2,592	0.0
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	46,604		46,604	0.2
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	100,808		100,808	0.5
14. 国 庫 支 出 金	2,736,896	427,277	3,164,173	15.3
15. 県 支 出 金	1,591,184		1,591,184	7.7
16. 財 産 収 入	39,891		39,891	0.2
17. 寄 附 金	1,530,001		1,530,001	7.4
18. 繰 入 金	2,271,315		2,271,315	11.0
19. 繰 越 金	300,000	8,979	308,979	1.5
20. 諸 収 入	317,473		317,473	1.5
21. 市 債	218,900		218,900	1.1
歳 入 合 計	20,260,000	436,256	20,696,256	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 議会費	193,344		193,344	0.9
2. 総務費	3,666,198		3,666,198	17.7
3. 民生費	7,299,173	69,319	7,368,492	35.6
4. 衛生費	1,303,420	158,976	1,462,396	7.1
5. 労働費	36,673		36,673	0.2
6. 農業費	876,532		876,532	4.2
7. 商工費	328,149	207,961	536,110	2.6
8. 土木費	1,471,798		1,471,798	7.1
9. 消防費	900,580		900,580	4.4
10. 教育費	2,300,206		2,300,206	11.1
11. 災害復旧費	5		5	0.0
12. 公債費	1,853,922		1,853,922	9.0
13. 予備費	30,000		30,000	0.1
歳出合計	20,260,000	436,256	20,696,256	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
4,347			△4,347
69,319			
149,220			9,756
204,391			3,570
427,277			8,979

2. 歳入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	23,953	427,277	451,230
計	173,661	427,277	600,938

(款) 19. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	300,000	8,979	308,979
--------	---------	-------	---------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 総務管理費補助金	427,277	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(推奨事業メニュー分)

1. 前年度繰越金	8,979	前年度繰越金増
-----------	-------	---------

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 戸籍住民基本台帳費	179,887	0	179,887	4,347		
計	212,839	0	212,839	4,347		

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

2. 高齢福祉費	801,488	69,319	870,807	69,319		
計	3,848,742	69,319	3,918,061	69,319		

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 環境保全費

2. 環境衛生費	87,550	149,756	237,306	140,000		
4. 地球温暖化対策費	2,374	9,220	11,594	9,220		

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
	△4,347		
	△4,347		

	10. 需用費	621	07 物価高騰対策後期高齢者支援券発行事業	69,319
	11. 役務費	3,311	10 需用費	621
			消耗品費	
	12. 委託料	2,387	11 役務費	3,311
			郵便料	
	18. 負担金補助及び交付金	63,000	12 委託料	2,387
			物価高騰対策後期高齢者支援券発行事業委託料	
			18 負担金補助及び交付金	63,000
			物価高騰対策後期高齢者支援券発行事業交付金	

9,756	27. 繰出金	149,756	03 水道事業会計繰出	149,756
			27 繰出金	149,756
			水道事業会計繰出金増	
	10. 需用費	50	02 省エネ家電製品買換え促進事業	9,220
	11. 役務費	170	10 需用費	50
			消耗品費	
	18. 負担金補助及び交付金	9,000	11 役務費	170
			郵便料	150
			振込手数料	20
			18 負担金補助及び交付金	9,000

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 環境保全費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	159,748	158,976	318,724	149,220		

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

2. 商工振興費	52,676	207,961	260,637	204,391		
計	328,149	207,961	536,110	204,391		

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			省エネ家電製品買換え促進補助金
9,756			

3,570	10. 需用費	800	01 商工振興事務経費	2,000
			18 負担金補助及び交付金	2,000
	11. 役務費	9,000	住宅リフォーム資金補助金増	
	12. 委託料	7,161	03 物価高騰対策支援券発行事業	205,961
			10 需用費	800
			消耗品費	
			11 役務費	9,000
			郵便料	
			12 委託料	7,161
			物価高騰対策支援券発行事業委託料	
			18 負担金補助及び交付金	189,000
			物価高騰対策支援券発行事業交付金	
3,570				

(1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての 前年度末までの支出額又は、支出額見込及び当該年度
以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
公共施設LED照明器具賃貸借	210,000			令和9年度から 令和18年度まで	210,000				210,000

令和8年度下妻市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和8年度水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和8年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	補正前の額	補 正 額	計
第1款 水道事業収益	1,098,423	3,044	1,101,467
第1項 営業収益	1,022,972	△146,712	876,260
第2項 営業外収益	75,451	149,756	225,207

支 出

（単位 千円）

科 目	補正前の額	補 正 額	計
第1款 水道事業費用	1,093,165	3,044	1,096,209
第1項 営業費用	1,001,395	3,044	1,004,439

令和8年2月24日 提出

下妻市長 菊 池 博

令和8年度下妻市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1. 水道事業収益			1,098,423	3,044	1,101,467	
	1. 営業収益		1,022,972	△ 146,712	876,260	
		1. 給水収益	970,000	△ 146,712	823,288	
	2. 営業外収益		75,451	149,756	225,207	
		2. 他会計補助金	420	149,756	150,176	

支出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1. 水道事業費用			1,093,165	3,044	1,096,209	
	1. 営業費用		1,001,395	3,044	1,004,439	
		3. 総係費	163,916	3,044	166,960	

令和8年度下妻市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(△純損失)	8,088
減価償却費	336,020
固定資産除却費	6,000
貸倒引当金の増減額	2
賞与引当金の増減額	370
長期前受金戻入額	△ 70,057
受取利息及び配当金	△ 1,000
支払利息	64,300
未収金の増減額(△は増加)	△ 6,155
たな卸資産の増減額(△は増加)	212
未払金の増減額(△は減少)	△ 23,327
小計	314,453
利息及び配当金の受取額	1,000
利息の支払額	△ 64,300
業務活動によるキャッシュ・フロー	251,153
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△ 342,647
負担金による収入	0
出資金による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 342,647
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	308,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債償還による支出	△ 180,860
財務活動によるキャッシュ・フロー	127,140
資金増加額(又は減少額)	35,646
資金期首残高	1,047,777
資金期末残高	1,083,423

令和8年度下妻市水道事業予定貸借対照表

(令和9年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部		
1. 固 定 資 産		
(1) 有 形 固 定 資 産		
ア 土 地	511,640	
イ 建 物	1,350,474	
建 物 減 価 償 却 累 計 額	<u>616,380</u>	734,094
ウ 構 築 物	13,615,056	
構 築 物 減 価 償 却 累 計 額	<u>9,124,120</u>	4,490,936
エ 機 械 及 び 装 置	5,863,967	
機 械 及 び 装 置 減 価 償 却 累 計 額	<u>4,249,242</u>	1,614,725
オ 車 両 運 搬 具	7,407	
車 両 運 搬 具 減 価 償 却 累 計 額	<u>5,428</u>	1,979
カ 工 具、器 具 及 び 備 品	11,921	
工 具、器 具 及 び 備 品 減 価 償 却 累 計 額	<u>8,658</u>	3,263
キ 建 設 仮 勘 定	<u>640,108</u>	
有形固定資産合計		7,996,745
(2) 無 形 固 定 資 産		
ア 施 設 利 用 権	<u>692</u>	
無形固定資産合計		<u>692</u>
固定資産合計		7,997,437
2. 流 動 資 産		
(1) 現 金 ・ 預 金	1,083,423	
(2) 未 収 金	184,529	
貸 倒 引 当 金	△ 1,822	
(3) 貯 蔵 品	3,245	
流動資産合計		<u>1,269,375</u>
資 産 合 計		<u>9,266,812</u>

負 債 の 部		
3. 固 定 負 債		
(1) 企 業 債	4,269,418	
(2) 引 当 金	<u>34,888</u>	
固定負債合計		4,304,306
4. 流 動 負 債		
(1) 企 業 債	199,766	
(2) 未 払 金	100,070	
(3) 引 当 金	6,142	
流動負債合計		305,978
5. 繰 延 収 益		
(1) 長 期 前 受 金	4,403,451	
(2) 長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	<u>2,732,274</u>	
長期前受金合計		<u>1,671,177</u>
繰延収益合計		<u>1,671,177</u>
負債合計		6,281,461
資 本 の 部		
6. 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	<u>2,074,388</u>	
資本金合計		2,074,388
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
資本剰余金合計		<u>0</u>
(2) 利 益 剰 余 金		
ア 減 債 積 立 金	500,000	
イ 利 益 積 立 金	111,113	
ウ 建 設 改 良 積 立 金	280,000	
エ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>19,850</u>	
利益剰余金合計		<u>910,963</u>
剰余金合計		<u>910,963</u>
資 本 合 計		<u>2,985,351</u>
負 債 資 本 合 計		<u>9,266,812</u>

令和8年度下妻市水道事業会計補正予算明細書（第1号）

収益的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 水道事業収益		1,098,423	3,044	1,101,467			
1. 営業収益		1,022,972	△ 146,712	876,260			
	1. 給水収益	970,000	△ 146,712	823,288	給水収益	△146,712	上水道基本料金及び量水器使用料減
2. 営業外収益		75,451	149,756	225,207			
	2. 他会計補助金	420	149,756	150,176	他会計補助金	149,756	一般会計補助金増

収益的支出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 水道事業費用		1,093,165	3,044	1,096,209			
1. 営業費用		1,001,395	3,044	1,004,439			
	3. 総 係 費	163,916	3,044	166,960	委 託 料	3,044	上水道基本料金等免除業務委託料増

諮問第1号

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年2月24日提出

下妻市長 菊池 博

記

住 所

氏 名 中 條 美 恵

提案理由

現人権擁護委員である中條美恵氏が、令和8年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

履 歷

(略)